

9月8日（日）訓練場転落死亡事故の殉職及び1階級特進決定時の議事録

消防本部 総務課

訓練場転落死亡事故の殉職及び1階級特別進級については、消防を所管している総務省消防庁の見解や他都市の状況、市関係課との協議を踏まえ、決裁文書をもって1階級の特別進級を決定したため、議事録はありません。

よって、決定に至った決裁文書の写しと特別進級協議の参考事項を添付します。

以上





標記の件につきまして、消防職員が殉職したことに伴い、下記のとおり取り扱うこととします。

なお、この措置につきましては、殉職者のこれまでの功績が多大であることを思慮して行うものです。

記

1 殉職日

令和元年（2019年）9月21日

2 殉職者

(1) 所 属 : 宝塚市西消防署

(2) 階 級 : 消防士長

(3) 氏 名 : ██████████

(4) 生年月日 : ██████████

(5) 入庁年月日 : 平成24年 4月 1日

3 功績による措置

(1) 宝塚市消防司令補に任命する（一階級特進）

(2) 高度救助隊員に任命する

以 上

宝塚市消防本部

宝 消 辞 令 第 号

令和元年(2019年)9月21日

宝塚市消防長

消防正監 石橋 豊

職名 消防吏員

---

階級 消防士長

---

氏名

---

宝塚市消防司令補へ昇任し高度救助隊員に任命する



## 特別進級協議の参考事項

令和2年（2020年）10月14日作成

### 1 総務省消防庁の見解

総務省消防庁には特別進級について定めた規程等はなく、各市町村の判断において殉職者に対する2階級の特別進級は行われているが、当庁が把握している範囲で階級を上げない又は1階級のみ先例も確認している。

### 2 東京消防庁の例

東京消防庁は、東京消防庁職員任用規程第14条に「特例昇任の基準」を定めており、公務上の傷病による危篤又は退職（死亡含む）の場合は、1階級の特別進級となっている。

### 3 総務部人事室人材育成課との協議

宝塚市消防本部には、殉職時における特別進級を定めた規程等はないが、当人の功績等を勘案したうえで、任命権者（消防長）の裁量権において実施されたい。

以上の3点について消防本部で協議し、現場の危険性及び消防活動の内容、また、全国で発生した殉職事故の先例と平成11年3月に本市で発生した殉職事故、そして本人の7年半に亘る消防活動に対する功績を踏まえて、1階級の特別進級と殉職した職員の念願であった「高度救助隊員」への任命を決定しました。

